Blockchain Collaborative Consortium

JDA

日本社会のWeb3.0開国にむけた ステーブルコインに関する提言

2022年3月

一般社団法人 ブロックチェーン推進協会
一般社団法人 DeFi協会

- 世界では、ブロックチェーン技術の進化により、GAFA等の巨大プラットフォーマーが個人情報を管理するWeb2.0の世界から、個人がデータ主導権を取り戻すWeb3.0への移行が急速に進んでいる。特に、**30兆円市場のDeFi（分散金融）**、**単月で8500億円相当の市場となったNFT**などの市場には世界中から資金が流入し、大きな盛り上がりを見せている。
- 一方、国内では **(1)法制度のグレーゾーン**、**(2)税務会計上の問題**、**(3)事業環境上の問題** などにより ”Web3.0鎖国” が続いており、成長市場の恩恵を享受できていない。同時に、このような日本の環境を嫌うWeb3.0企業、人材、資金のいずれもが国外に流出している。
- 現状打破に向け、日本は早急にWeb3.0開国を進めるべきだ。
- 日本のWeb3.0開国に向けて我々は、Web3.0を **(1)国家成長戦略の重点施策化** し、また法人のトークン発行による資金調達時の**(2)年度末含み益課税問題の解決** を図ること、そして特に税務会計上、常に1円で計算できる **(3)パーミッションレス型円建ステーブルコインの普及** を提言する。

1.世界におけるWeb3.0の急速な発展

世界のWeb3.0の流れ

- ブロックチェーン技術の進化により、GAFA等の巨大プラットフォーマーが個人情報を管理するWeb2.0の世界から、個人がデータ主導権を取り戻す動きが急速に進んでいる
- 国外におけるWeb3.0では**パーミッションレス型ブロックチェーン（パブリックチェーン）**が主流であり、**分散型金融（DeFi）市場**や**NFT市場**が急速に拡大している
- 暗号資産市場全体を見ると、2017年時点では暗号資産のBTCが基軸通貨だったが、DeFiが成長した今はBTC、ETHなどの暗号資産に加えて**価格変動がないパーミッションレス型ステーブルコインが主要基軸通貨**に
  - ○ **ステーブルコインはUSDT、USDC等のドル建のものが世界中で利用**
- NFTでは、現状ETHなどの価格変動のある暗号資産が基軸通貨になっているが、**同様の展開（基軸通貨に暗号資産に加えステーブルコインが入る流れ）が予想される**

- **一方、円建ステーブルコインの代表的なものは存在していない為、日本のWeb3.0プレイヤーの資金がドル建ステーブルコインに変わることで間接的に海外へ流出している**

Web2.0⇒Web3.0の世界へ

Web3.0の根幹にあるブロックチェーン技術により、GAFA等に個人情報を管理されるWeb2.0の世界から、個人がデータ主導権を取り戻す動きが急速に進んでいる

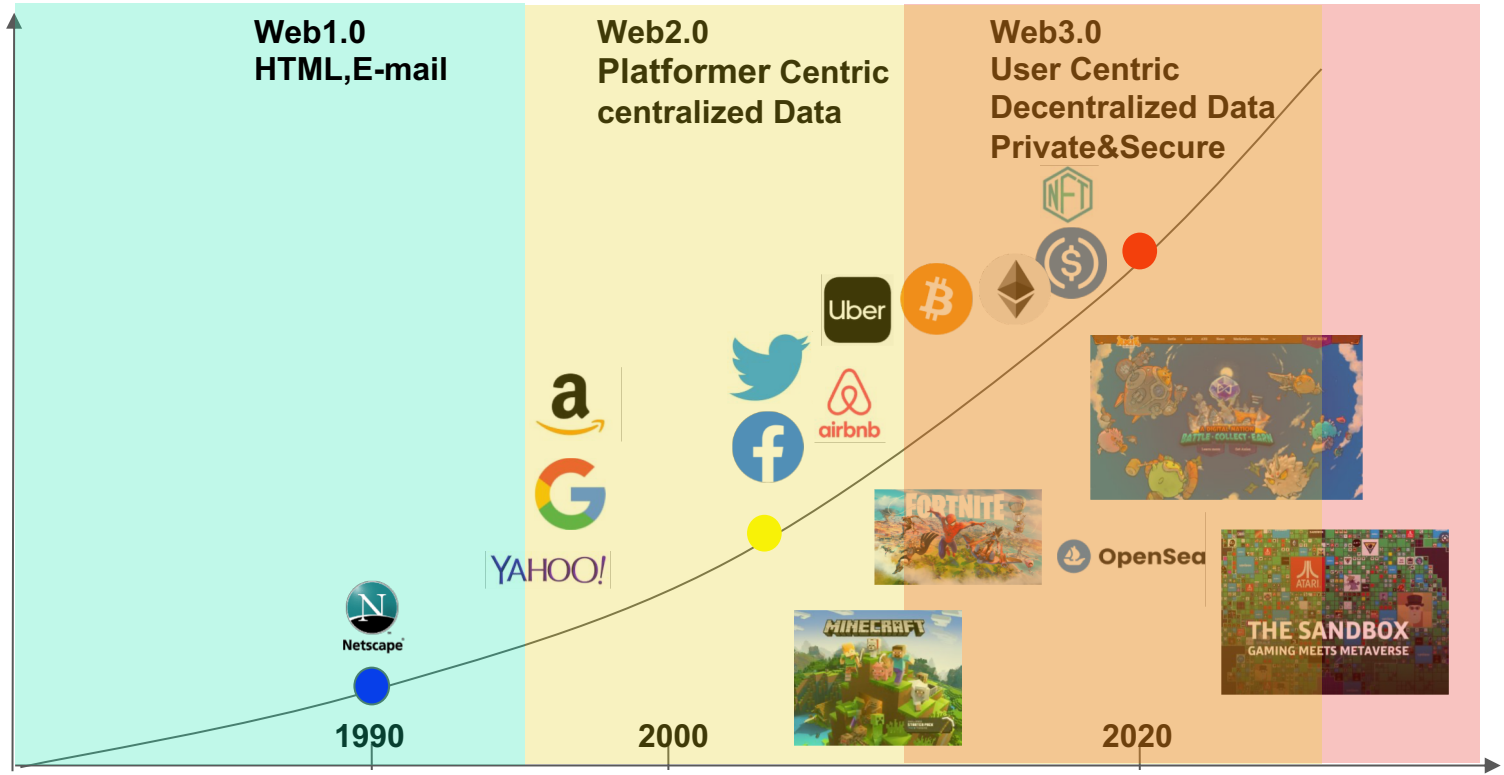

（出典）各ウェブサイトより作成

Web3.0の中核となる暗号資産市場の成長

出典： https://coinmarketcap.com/ja/

分散型金融（DeFi）市場の急成長

Chart embedded from The Block Crypto Data

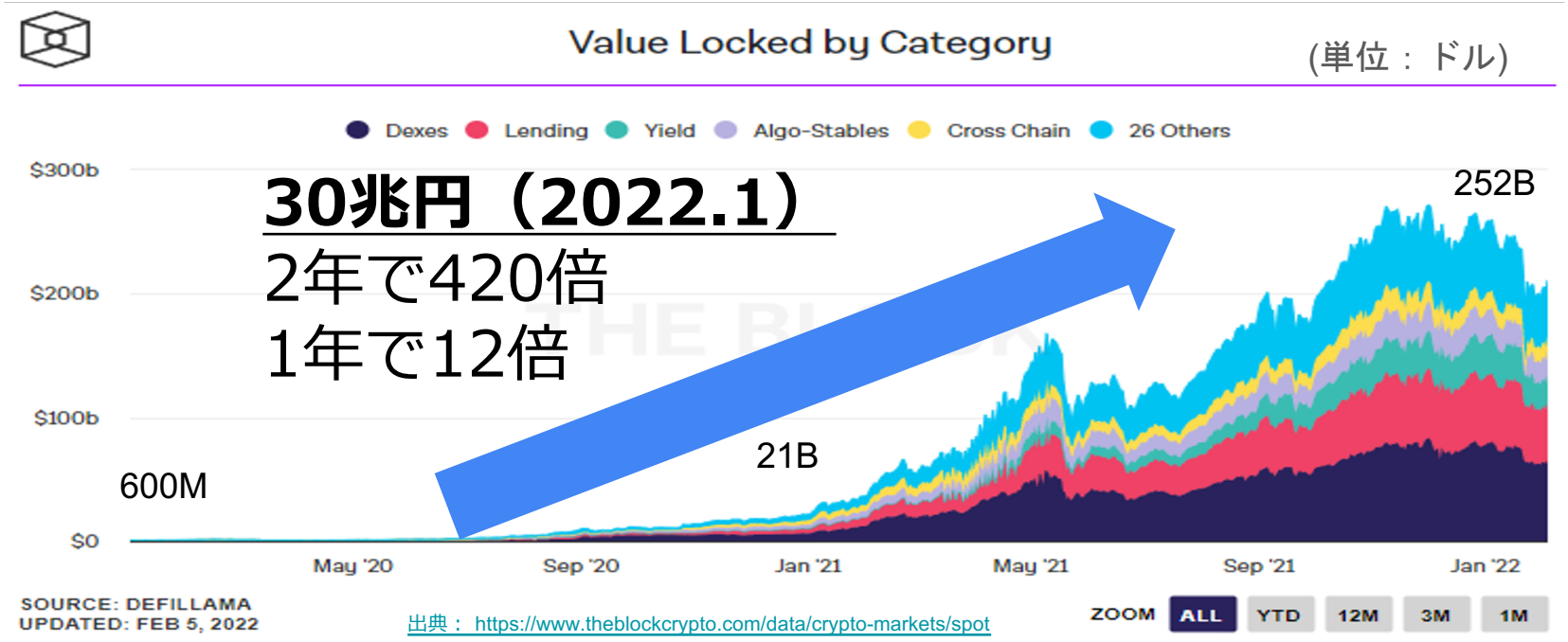

日本の優秀なWeb3.0起業家が魅力的なマーケットであるDeFi・NFT市場に活路を求め、法律・税制の環境が魅力的な海外へ転出

Web3.0の急拡大に伴い、ステーブルコイン発行量が急増

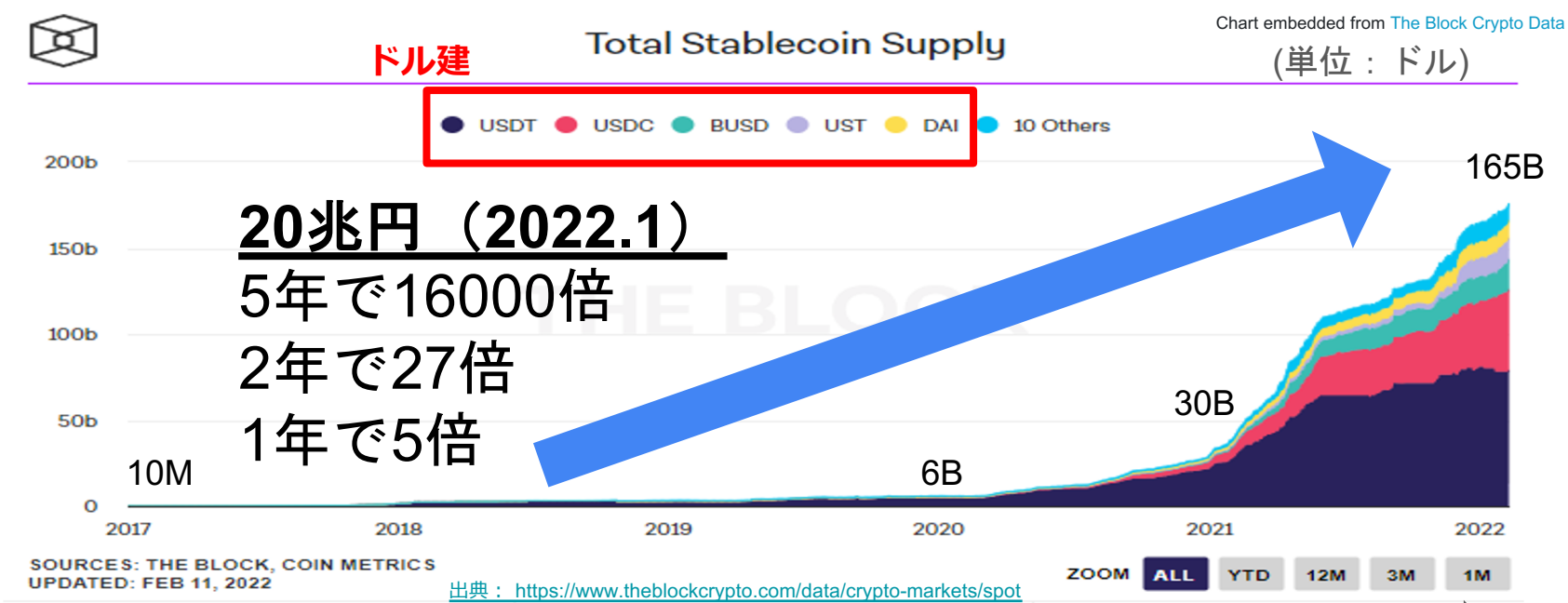

出典： https://www.theblockcrypto.com/data/crypto-markets/spot

暗号資産市場の成長※基軸通貨：BTC

DeFi市場急成長※基軸通貨はステーブル

NFT市場急成長
基軸通貨：ETH

DeFi・NFT市場拡大で累乗的に加速

DeFiのサービスで多用されるステーブルコイン

出典： https://defillama.com/

TVL Rankings

All | Ethereum | Terra | Fantom | BSC | Avalanche | Solana | Tron | Polygon | Arbitrum | Cronos | Osmosis | Harmony | Waves | Klaytn | Others

	Name	Chains	1d Change	7d Change	1m Change	TVL ↓	Mcap/TVL
1	Curve (CRV)		-1.48%	+3.77%	-16.36%	$19.61b	0.05705
2	MakerDAO (MKR)		-4.13%	+0.72%	-0.93%	$16.87b	0.1068
3	Convex Finance (CVX)		-2.15%	+1.94%	-30.42%	$13.43b	0.08953
4	AAVE (AAVE)		-4.09%	+7.85%	+0.47%	$13.33b	0.16412
5	WBTC (WBTC)		-3.91%	+3.71%	-4.56%	$11.06b	1.00382
6	Lido (LDO)		-4.70%	+0.20%	-20.90%	$8.95b	0.01806
7	Anchor (ANC)		-0.19%	+3.21%	-14.17%	$7.89b	0.04745
8	Uniswap (UNI)		-4.80%	+3.00%	-8.15%	$7.33b	0.65655
9	Multichain (MULTI)	+3	-4.52%	-5.48%	-2.08%	$7.22b	0.05371
10	Compound (COMP)		-5.21%	-4.75%	-15.71%	$6.86b	0.12

ステーブルコイン関連に資金が集中（2022.2）

急成長する世界のNFT市場も暗号資産建が主流

暗号資産建

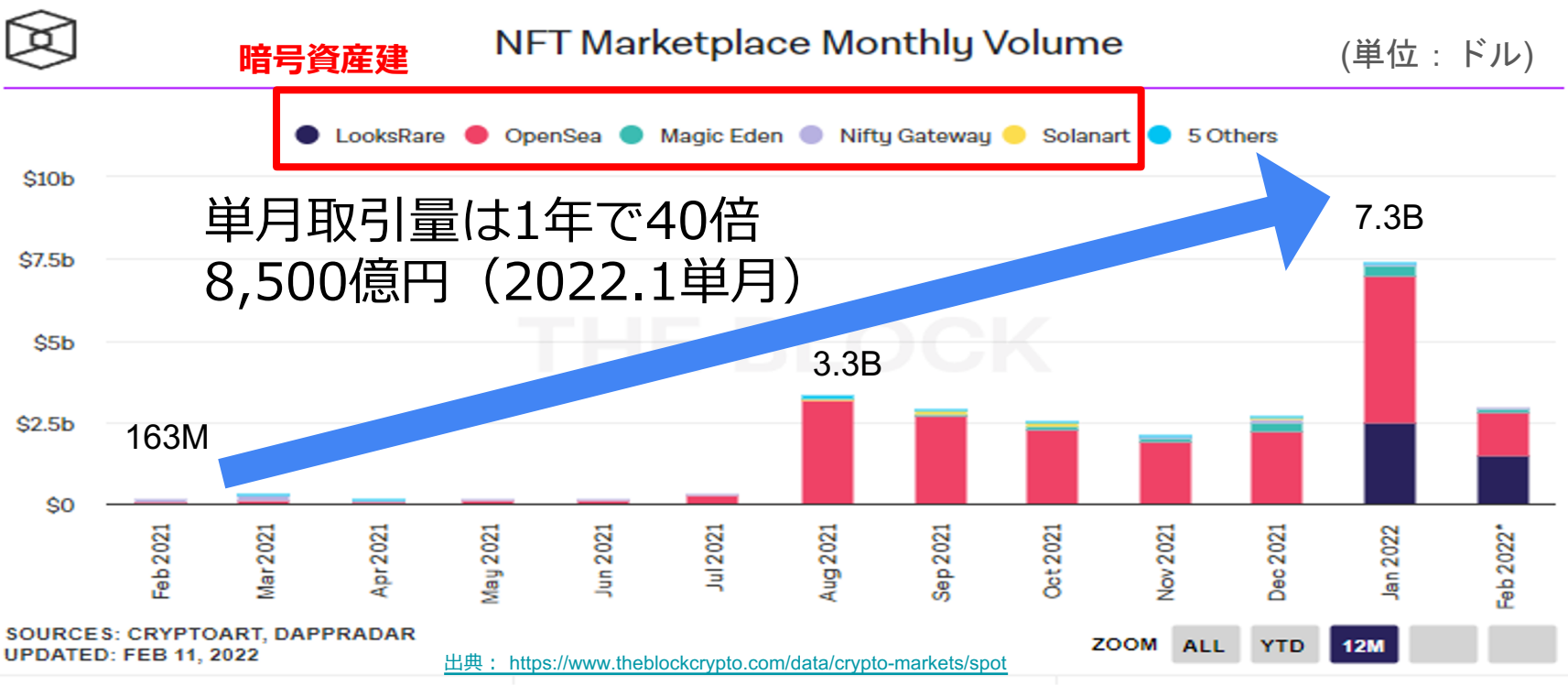

出典： https://www.theblockcrypto.com/data/crypto-markets/spot

Chart embedded from The Block Crypto Data

2.Web3.0の恩恵から切り離された日本

世界のNFT市場の盛り上がりから切り離された日本

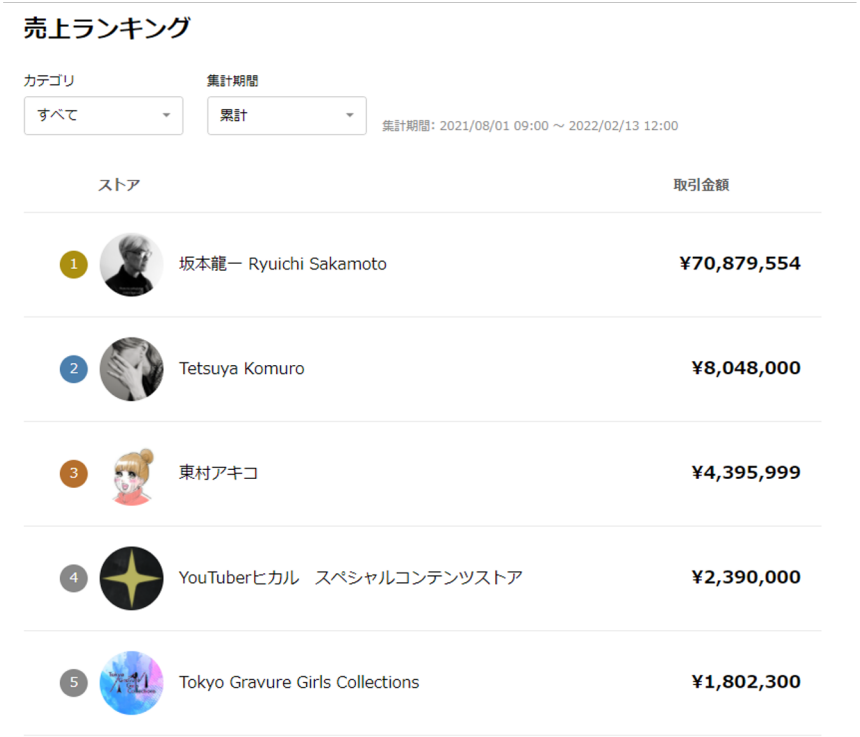

- **世界のNFT市場の盛り上がりの恩恵を日本市場は一切享受できていないという実態**
- 大手のAdam byGMOの2021.8より6カ月間の**累計取引金額が1億円程度**
  ⇒Web3.0から切り離された状態

Adam byGMO 売上ランキングより（https://adam.jp/ranking?categoryId=0&rankingType=total）

日本国内NFTマーケットの状況

現時点で国内NFTマーケットでWeb3.0に完全対応はnanakusa（SBIグループ）

nanakusaはイーサリアム（ETH）の他に手数料の安いpolygonチェーンを採用しているが、**円ステーブルコインがないことと決済通貨のmaticが国内暗号資産取引所で取扱いがなく、日本人ユーザーへのハードルが高いことから苦戦**

主要パブリックチェーン上で直接取引 **※海外からアクセス可能**	NFTを外部の主要パブリックチェーン上へ入出庫可能 **※海外からアクセス不可**	現状外部の主要パブリックチェーン上にアクセスできない
nanakusa SBI	The Best NFT for Everyone Adam by GMO Coincheck	Line NFT Rakuten NFT

（出典）各ウェブサイトより作成

Web3.0上で海外流出が急激に進む国内資産（暗号資産）

国内発行の円ステーブルコインが普及していないため、**Web3.0上で国内資産が海外に流出**

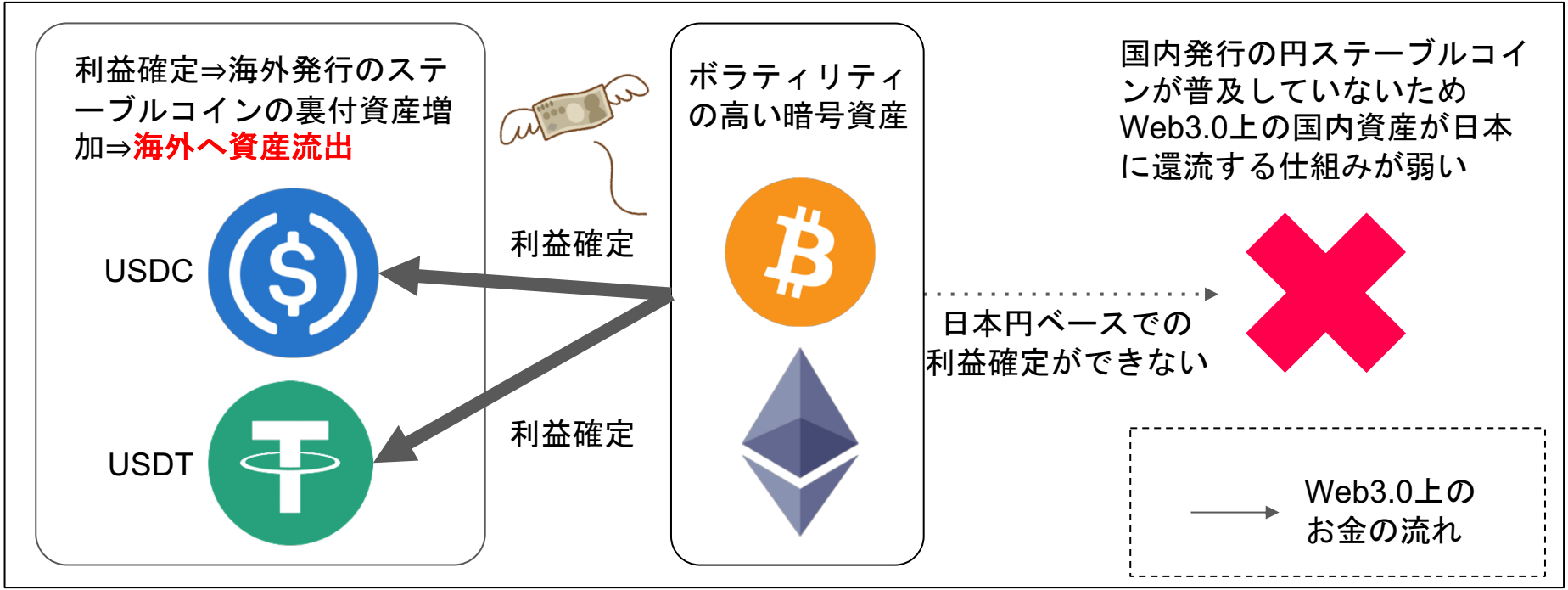

3.日本のWeb3.0開国を進めるために

Web3.0起業家にとって日本に魅力がない理由

- 法律上の問題
  - ○ 金融商品取引法・資金決済法・刑法賭博罪・景品表示法など関連法規がweb3.0未対応であり、真面目な起業家は違法リスク等を恐れ日本ではビジネスができない。
    Web3.0鎖国中の日本での事業展開が困難
- 税務会計上の問題
  - ○ 法人のトークン発行による資金調達時の**年度末含み益課税問題**
  - ○ トークンの交換等アクションごとに課税イベントが発生し、**税金の計算が困難を極める**
  - ○ **パーミッションレス型円ステーブルコイン（Web3.0デジタル円）の不在**
    - ■ **税務会計上常に1円のパーミッションレス型円ステーブルコインが普及していない**
  - ○ 個人の場合、暗号資産の税金が総合課税・雑所得扱いとなり最大55%の所得税が負荷
- 事業推進上の問題
  - ○ **暗号資産に関する「あやしい」「詐欺」等ネガティブイメージに起因する国内事業者の判断**
    - ■ **法人銀行口座が開設できない→暗号資産・NFTという言葉だけで口座開設を謝絶される**
    - ■ **暗号資産・Web3.0デジタル円がクレジットカードで購入できない**
    - ■ パートナーシップをくみたい国内の既存企業は**社内の調整に時間がとられ**、**スピード感が合わず海外Web3.0での事業展開が必然的に優先される**
      - ● **（国内既存企業の事情）**ネガティブイメージにより社内コンセンサスが得られない
      - ● **（国内既存企業の事情）税務会計上、価格変動する暗号資産を組み込みたくない**

Web3.0起業家に魅力あるWeb3.0開国後の日本の姿

- 安心してイノベーションにチャレンジできる国家成長戦略・法律体系
  - ○ **Web3.0を国家成長戦略の重点施策**にするとともに、**Web3.0特区を設置**
  - ○ 国内web3.0起業家を妨げない関連法規のアップデート
- Web3.0の事業者参入には不可欠な、税務会計上の問題解決
  - ○ 法人のトークン発行による資金調達時の**年度末含み益課税問題の解決**
  - ○ トークン交換などアクション毎の課税イベントの見直し等の税制改正
  - ○ **税務会計上、常に1円で計算できるパーミッションレス型円ステーブルコインの普及**
    ⇒暗号資産を持ちたくない国内事業者のWeb3.0ビジネスの参入障壁を除去
- 国民全体のWeb3.0に対するイメージがポジティブ、歓迎ムード
  - ○ **イノベーション促進に向けた国内事業者の意識アップデート**
    - ■ **国際競争・デジタル推進**にはWeb3.0推進が不可欠であるという認識
  - ○ **通常の事業者同様、web3.0事業者が普通に銀行法人口座を開設できる**
  - ○ **（取扱事業者の一定の審査のうえで）暗号資産やパーミッションレス型円ステーブルコインがクレジットカードで購入できる**
  - ○ **社会を豊かにするweb3.0の先進事例創出**
    - ■ **（事例として）地方創生、飲食店やエンタメでのNFT技術活用が普及**
    - ■ **（事例として）日本円ステーブルコイン決済が普及**

Web3.0開国の為の環境整備：日本円とデジタル円の共存

現金とWeb2.0&3.0デジタル円の連携によりWeb3.0開国、そしてweb3.0外貨獲得

パーミッション型・パブリックチェーン型両方のステーブルコインの緊密な連携が重要

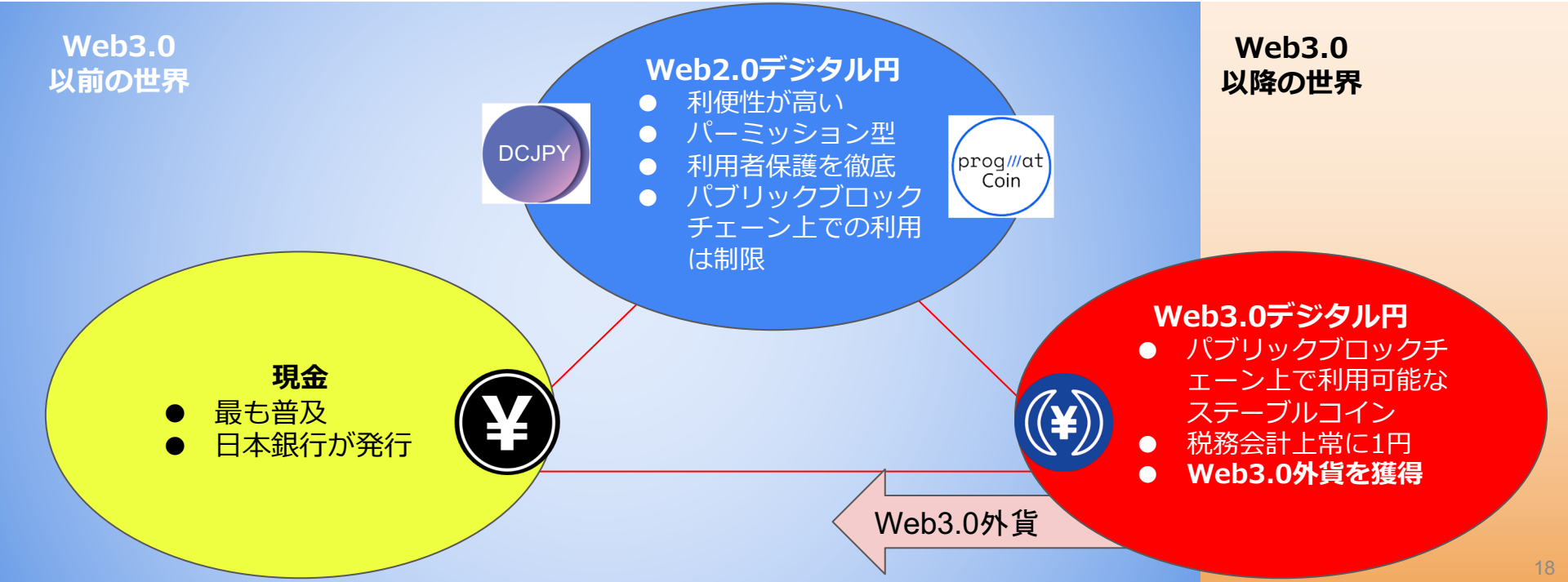

クールジャパン戦略に有効なNFT、実現に必要なステーブルコイン

Web3.0開国を行い、世界中のWeb3.0市場参加者が簡単にアクセスできるNFTビジネスを日本の事業者が次々と展開する。日本国民の生活体験を高度化させるNFTの事例を普及させ、国内のマスアダプションを行う。

- 海外・Web3.0市場拡大の恩恵を享受するためのNFTビジネス展開
  - ○ **Web3.0の海外ユーザーが簡単にアクセス・利用できること（Web3.0ウォレット対応）**
  - ○ コンテンツに魅力があること
  - ○ **税務会計を鑑み、パーミッションレス型円ステーブルコインが使えること**
- 国内でのマスアダプションのためのNFTビジネス展開
  - ○ クレジットカードで決済可能なNFTプラットフォーム
  - ○ **パーミッションレス型円ステーブルコインが誰でも手軽に手に入り、決済に使えること**
  - ○ チケットやポイントカード、クラウドファンディング、貢献度に応じた会員権の機能など、従来のエンタメビジネスをNFT技術により体験をアップグレード
  - ○ 現物資産売買マーケットのNFT技術によるDX化（現物を動かす必要がない新市場の作成）

Web3.0開国の為の基盤として、Web3.0ユーザーが利用できるパーミッションレス型円ステーブルコインをプラットフォーム内で利用可能へ

パーミッションレス型円ステーブルコインはインバウンド戦略にも有効

パーミッションレス型円ステーブルコイン（Web3.0デジタル円）決済が日本中のリアル店舗で普及すると日本のインバウンド戦略を加速させることができ、海外Web3.0からの外貨獲得に直結

これまでの海外観光客の日本国内での決済方法

- クレジットカード
- 市中銀行・外貨両替所での日本円への両替

機動的な日本円の準備ができない為、購買行動が制限

パーミッションレス型円ステーブルコイン決済普及後の海外観光客の日本国内での決済方法

- クレジットカード
- 市中銀行・外貨両替所での日本円への両替
- **Web3.0デジタル円**
  - **スマホで簡単に暗号資産から日本で使える決済通貨に交換可能**
  - **既存決済と比較し手数料が安い**
  - **Web3.0デジタル円購入**

＝Web3.0外貨を獲得

Web3.0デジタル円の普及によりWeb3.0外貨獲得

Web3.0デジタル円の普及によりWeb3.0上の国内資産が国内に還流するとともにWeb3.0外貨も獲得できるようになる　⇒　**Web3.0デジタル円の普及を国家戦略へ**

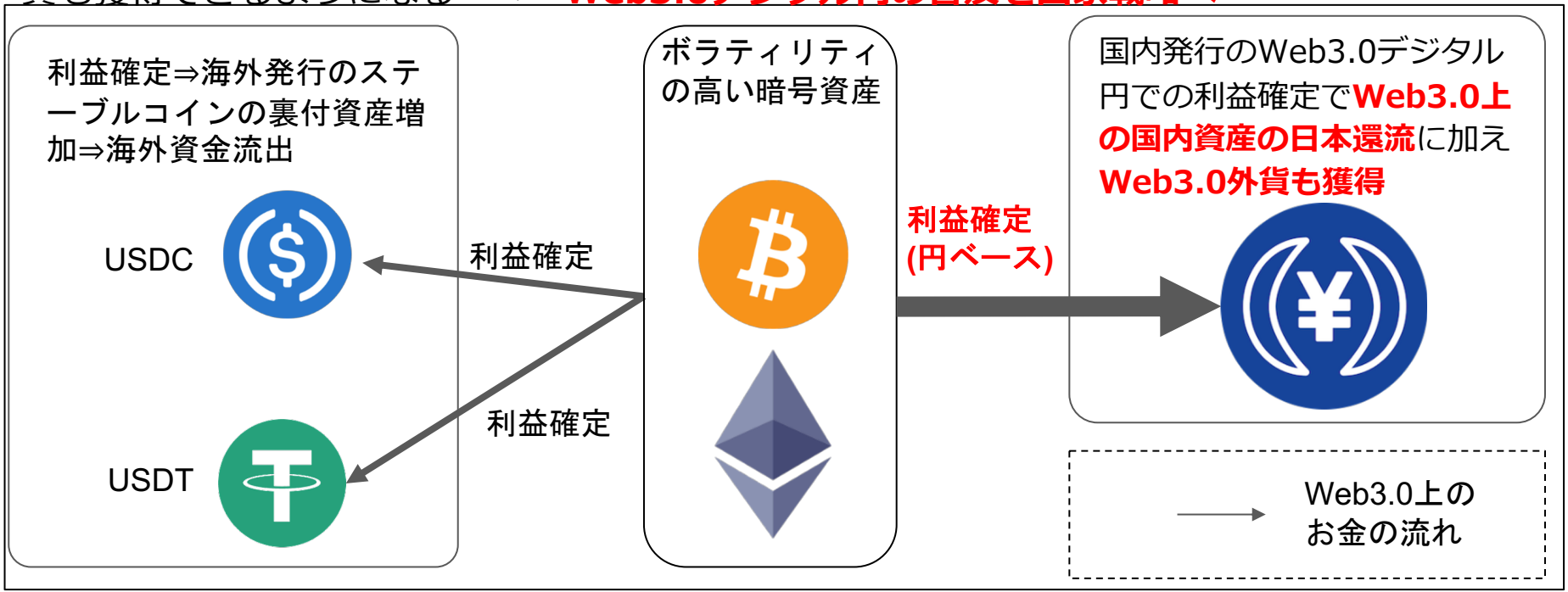

国内にも芽吹いているWeb3.0デジタル円

日本円ステーブルコイン「JPYC（JPYCoin）」がリリース・販売開始｜前払式支払手段扱いのステーブルコイン

2021年1月、日本暗号資産市場株式会社は日本円・BTC・ETHで購入可能な１JPYC=1円のデジタルコイン「JPYC（JPYCoin）」の発行・販売を開始します。

JPYC
2021年1月27日 11時00分

日本暗号資産市場株式会社（東京都港区、代表取締役社長：岡部 典孝）は、2021年1月27日に日本円・BTC・ETHで購入可能な前払式支払手段ERC20トークンである「JPYC（JPYCoin）」を1億円分発行し、販売を開始しました。
JPYCoin（JPYC）は1JPYC=1円で取引される前払式支払手段扱いの日本円連動ステーブルコインであり、1月27日から販売開始することを発表しました。JPYCの発行・販売により、日本におけるブロックチェーンを活用した決済手段と物の取引の活性化を目指します。

ASTARメインネット
投げ銭対応
JPYD日本円ステーブルコイン発行

日本円ステーブルコイン「JPYA（JPY Ascension coin）」
アメリカドル・ステーブルコイン「USDA（USD Ascension coin）」がAlgorand上でリリース

前払式支払手段の日本円ステーブルコイン「JPYT」の発行を決定。2022年春を目標に各種サービスをリリース。

株式会社woorth
2021年12月12日 20時00分

株式会社woorth（本社：大阪市北区、代表取締役：中野泰輔）は、2021年12月12日にブロックチェーン上で発行される前払式支払手段の日本円ステーブルコイン「JPYT」のリリースを来年春の発行に向け準備していることを発表しました。
JPYTは日本円と1:1で購入・利用できるプリペイド式のBEP20トークンです。拡大するブロックチェーン上のサービスの利用ハードルを下げ、業界全体のさらなる発展を目指します。

JPYA
日本円連動型 Stable Coin JPY Ascension coin

（事例）現在日本で利用できるWeb3.0デジタル円

国内の法規制上、実現が比較的容易な資金決済法上の自家型前払式支払手段である日本円ステーブルコインJPYCが2021年1月発行（2022年2月現在、発行額6億円を突破）

JPYC　Web3.0で自由に使える日本円ステーブルコイン

- イーサリアム技術（ERC20）でつくられたパブリックブロックチェーン上のトークン
- **資金決済法上、自家型前払式支払手段（プリペイド）であり、払戻し禁止によりマネロンリスクを低減**
- Ethereum、Polygon、xDai、Shidenなどマルチチェーン対応、ブロックチェーン上で利用可能
- **世界標準規格（Centre.io）を推進、ブラックリスト機能などでパブリックブロックチェーン上のAMLを整備**
- 発行体のJPYC株式会社は世界でも代表的なドル建ステーブルコインUSDCを発行するCircle社より出資
- 公式サービスJPYC Apps・JPYC Botで購入可能
- 常に1JPYC=1円でデジタルギフトとの交換や買物が可能
- 銀座松屋での決済手段にも採用（代理購入）
- パブリックブロックチェーン上の二次流通市場で価格が約1円に安定
- **JPYCの第三者型前払式支払手段ライセンス取得後は、日本中の店舗で決済利用可能に**なり、利用用途が広がることで**Web3.0外貨を日本が獲得するためのインフラへ**

Web3.0デジタル円がAML体制整備を推進

Web3.0デジタル円JPYCは、日本のWeb3.0開国に先駆けて、FATFの求めるリスクベースアプローチにもとづき、お金の入口・出口・Web3.0上の全てのAML体制整備を推進

入口

- 前払式支払手段型ステーブルコインの法定通貨での購入時のAML
  - 現状の犯罪収益移転防止法には法規制はないが、**FATFの求めるリスクベースアプローチにもとづくAMLを自主的に実施**
    - 購入金額・頻度・不審なメールアドレス等

出口

- 実利用でのAML
  - **最終決済利用時でのAML**
    - **実店舗での利用時**
      ※他の前払式支払手段と交換した場合も同様、最終的な店舗利用時

※払戻禁止の為、上記のみでAMLは要件充足

Web3.0上もAML対策

- パブリックブロックチェーン上でのAML
  - インターネット上で全ての取引が公開、**ブロックチェーン上の動きは監視可能**
    - **グローバルスタンダードに準拠**
      - **資金洗浄の動きを特定し、マネロン判定したものは即時に資金凍結を行う**

4.提言事項

提言事項

1. **税務会計上、常に1円で計算できるパーミッションレス型円ステーブルコインの普及**
2. 法人のトークン発行による資金調達時の年度末含み益課税問題の解決
3. Web3.0を国家成長戦略の重点施策にするとともに、Web3.0特区を設置

資金決済法改正でWeb3.0デジタル円の普及を阻害する動き

既存法制に基づいてWeb3.0対応を推進している国内Web3.0事業者の海外流出をまた招きかねない

- 金融審議会「資金決済WG報告書」（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111.html）では、**パーミッションレス型の前払式支払手段について、電子的支払手段に該当し得ること（注70）や、そのような前払式支払手段を発行しないための体制整備が求められること（注88）。利用者保護上問題があることを鑑みて、仲介者はこうしたものは取り扱わないこととすべき（注95）**など示唆されている。
- 払戻しが原則として禁止されている前払式支払手段（プリペイド）であるにもかかわらず、パーミッションレス型ブロックチェーン上で発行する前払式支払手段は、不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる（機能する）ものとして、大幅に制限をしようという動きがある。
  利用者は、払戻し原則禁止されている前払式支払手段と認識して、取得し、利用しており、**現状規模も小さく、社会問題も起こさずに国内法を遵守して事業展開している**のにもかかわらず、**資金を移動する為替取引として、銀行業・資金移動業の厳しい規制で利用者保護を図るのは過重**であり、**国際競争と消費者保護のバランスを欠く規制**と考えられる。この動きは、**既存の日本の法律の中で何とか海外に移転せずに国内でイノベーションを起こしつつWeb3.0事業を推進してきた国内事業者の取組を強く阻害する動きである。**
- 資金決済WG報告書に基づき、2022年4月には資金決済法改正、その後運用に向けてガイドライン策定が進むことが想定される。**国際競争と消費者保護のバランスのとれた適切なルール策定**を進めていただきたい。

電子的支払手段（金融審議会「資金決済WG報告書」　第２章「１．電子的支払手段に関する規律のあり方」）

- 送金・決済サービスにおける活用との機能に着目し、「資金決済法の『通貨建資産』のうち不特定の者に対する送金・決済に利用することができるもの（電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができるものに限る）
- **例外的にその流通性等に鑑み送金・決済手段としての機能が強いと認められるものを「電子的支払手段」に含めることができる枠組みとすることが考えられる**
  - ○ **前払式支払手段は、基本的には電子的支払手段に該当しないが、例えば、発行者がパーミッションレス型の分散台帳で不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できるものについては、電子的支払手段に該当し得ると考えられる**

提言：パーミッションレス型第三者型前払式支払手段を活用して日本のWeb3.0体制整備を推進

従来の第三者型前払式支払手段は、ふるさと納税などで加盟店以外での決済につかわれることが一般に行われている。加盟店は日本円に戻すことができ、加盟店以外の事業者は日本円に戻すことができないというルールで運用されている。

現状の資金決済法では、**日本の事業者がWeb3.0サービスを世界展開する際、Web3.0サービスが加盟店にならなくともパブリックチェーンで使える第三者型前払式支払手段を自由に使うことが可能であると考えられた**。

日本国内発のWeb3.0ビジネスをすすめる体制整備を一刻も早く進め、国際競争で勝ち残るためにも、**性急な規制で自ら速度を下げることがないよう、きちんとしたパーミッションレス型の第三者型前払式支払手段については発行者や加盟店以外の不特定の者に対する決済手段として利用できるように適切なガイドラインを策定したい。**

金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告書」（第２章「１．電子的支払手段に関する規律のあり方」）についての提言

発行者がパーミッションレス型の分散台帳で不特定の者に対して流通可能な仕様で発行された前払式支払手段を一律「電子的支払手段」とみなさず、国際競争力・技術革新・利用者保護・マネロン防止の両立を踏まえた規律が必要

（前提）現状、上記に該当する前払式支払手段発行額は6億円ほど
社会問題も起こしておらず、現行規制を過重する立法事実がない

資金決済WGの規律の方向性

- 「電子的支払手段」として新たに定義
- 「発行者」：銀行業免許・資金移動業登録
- 「仲介者」：暗号資産交換業を参考にした規制
- 注70：発行者がパーミッションレス型の分散台帳で不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段については、電子的支払手段に該当し得る

海外でのステーブルコイン規律の議論

既に1,200億ドルを超えるステーブルコインが発行・利用されている中で、その中心となる米国においても、パーミッションレス型ステーブルコインの発行規制につき下記の視点から柔軟性を確保した一律の規制とならない制度設計を議論しているところ

- 国際競争力・技術革新・決済利便性
- 金融安定性・利用者保護・マネロン防止

提言：パーミッションレス型の分散台帳で発行する前払式支払手段のあるべき姿

- 実務上海外で主流であるパーミッションレス型分散型台帳に配慮した制度設計が必要
- 国際競争力を減退させないよう、技術革新を萎縮させない制度設計が必要

一律に発行の可能性を制限するのではなく、利用者保護の必要性やリスクベースアプローチの観点から**必要な範囲で規律を定めるべき**（必要に応じ上乗せ規制も検討）

- **例えば、以下のようなものは、電子的支払手段に当たらないことを明確にすべき**
  - ○ 発行量が多額ではないもの
  - ○ ブラックリスト機能等によって AML/CFT 対策済のもの